

宇佐市支え合い訪問サービス事業補助金交付要綱

令和2年3月31日
宇佐市告示第111号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業において、住民主体によるサービスを実施する団体の立ち上げ及び運営を支援することを目的として、宇佐市支え合い訪問サービス事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、宇佐市補助金交付規則（平成17年宇佐市規則第33号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 この補助金の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす団体とする。

(1) 市内に所在し、次のアからウのいずれかに該当する団体であること。

ア 自治会、老人クラブその他の地域の活動団体

イ 本市に活動拠点がある特定非営利活動法人及び市民公益活動団体

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が適当と認める団体

(2) 自主的・継続的な活動ができる団体であること。

(3) 地域に対して、活動状況の公開など地域に開けた活動ができる団体であること。

(4) 行政や地域包括支援センターと連携できる団体であること。

(5) 営利活動、宗教活動、又は政治活動等を目的としていない団体であること。

(6) 団体構成員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、宇佐市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年宇佐市告示第100号。以下「実施要綱」という。）に規定する支え合い訪問サービス（以下「サービス」という。）を実施する団体を立ち上げ、及び運営するものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び上限は別表に定めるとおりとする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体の代表者（以下「団体代表者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 宇佐市支え合い訪問サービス事業補助金交付申請書（様式第1号）

(2) 宇佐市支え合い訪問サービス事業計画書（様式第2号）

(3) 宇佐市支え合い訪問サービス事業補助金収支予算書（様式第3号）

(4) 暴力団排除に関する誓約書（様式第4号）

(5) 団体を構成するサービス提供従事者の名簿

- 2 前項の規定による申請は、補助対象事業の実施年度の4月1日から12月31日までの間に行わなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の決定をしたときは、宇佐市支え合い訪問サービス事業補助金交付決定(却下)通知書(様式第5号)により団体代表者に通知するものとする。

- 3 市長は、補助金の交付を不適当と決定したときは、前項の通知書にその理由を付して団体代表者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた団体代表者は、宇佐市支え合い訪問サービス事業補助金交付請求書(様式第6号)により宇佐市長に補助金を請求するものとする。

- 2 宇佐市長は、前項の規定による請求を受けたときは、請求のあった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(変更の報告)

第8条 団体代表者は、当該交付決定の後において、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その事由が生じた日から14日以内に市長に報告しなければならない。

(1) 活動内容を変更(軽微な変更を除く。)するとき。

(2) 活動を廃止または休止するとき。

(実績報告)

第9条 団体代表者は、活動が完了したとき、又は補助金の交付決定の日の属する年度が終了したときは、速やかに次に掲げる書類を市長に提出するとともに、補助金を精算しなければならない。

(1) 宇佐市支え合い訪問サービス事業補助金交付実績報告書(様式第7号)

(2) 宇佐市支え合い訪問サービス事業実績報告書(様式第8号)

(3) 宇佐市支え合い訪問サービス事業補助金収支決算書(様式第9号)

- 2 前項の精算により、交付すべき補助金の額を超えて補助金が交付されている場合及び精算残金がある場合は、宇佐市支え合い訪問サービス事業補助金返金届出書(様式第10号)を提出のうえ、速やかにこれを返還しなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、次のいずれかに該当するときは、宇佐市支え合い訪問サービス事業補助金交付変更(取消)通知書(様式第11号)により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽り或其他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助対象経費以外の用途に使用したとき。

(3) 活動内容の変更、廃止及び休止等の理由により、すでに交付した補助金に残余があ

ると認められるとき。

- (4) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反し、又は従わなかったとき。

(補助金の返還)

第 11 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、団体代表者に対し、期限を定めてその返還を命ずることができる。

- 2 前項により補助金の返還を命じられた団体は、速やかに宇佐市支え合い訪問サービス事業補助金返金届出書（様式第 10 号）を提出し、定められた期限までにこれを返還しなければならない。

(関係書類の整備)

第 12 条 補助金の交付を受けた団体は、活動に係る収支を明らかにした書類、帳簿を常に整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間、当該帳簿その他関連書類を保存するものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(見直し)

- 2 この告示の施行後 3 年ごとに、この告示の有り方、必要性等について、必要な見直しを行うものとする。

別表（第4条関係）

補助対象経費

補助対象経費		内容	補助金の額 (※1)	補助金の額の上 限
補 助 対 象 事 業 に 要 す る 経 費	報償費	サービス調整事務に対する報酬(※2)	補助対象経費の全額又は補助対象経費に次の計算式により算出される割合を乗じて得た額 (計算式) 要支援者及び事業対象者の人数÷全体の利用者数×2	初年度は240,000円を上限とする。 2年目以降は120,000円を上限とする。
	印刷消耗品費	消耗品費、チラシ・資料等印刷料		
	役務費	連絡調整に係る郵送料・切手代等		
	使用料及び賃借料	会場・施設使用料、備品・車両リース代		
	修繕費	サービス提供に必要な器具等の修繕費用		
	燃料費	訪問等に係る車のガソリン代		
	備品(※3)購入費	事業に必要な備品の購入費		
	保険料	従事者に係る行事保険料等		

※1 サービス利用者数のうち実施要綱に規定する要支援者及び事業対象者の年間の実人数が、半数以上であった場合は補助対象経費の全額、半数に満たなかった場合は計算式により算出された割合を補助対象経費に乗じて得た額とする。

計算式による場合は、交付決定額から差し引いた額を実績報告時に返還すること。

※2 直接サービスを提供する団体構成員・ボランティアの人件費・報酬は対象外とする。

※3 「備品」とは、性質または形態を変えずに、比較的長期間の継続使用又は保存に耐える物であって、1品の価格が1万円以上（図書にあっては5,000円以上）のものとする。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

宇佐市支え合い訪問サービス事業補助金交付申請書

宇佐市長 様

団体名称 _____

地区・校区名 _____

所在地 _____

代表者名 _____ 印

電話番号 _____

年度において、下記のとおり補助金の交付を受けて事業を実施したい
ので、関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額 金 _____ 円

添付書類 （様式第 2 号）宇佐市支え合い訪問サービス事業計画書
（様式第 3 号）宇佐市支え合い訪問サービス補助金収支予算書

宇佐市支え合い訪問サービス事業計画書

団体名称			
地区・校区名			
所在地			
連絡先	氏 名		
	住 所		
	電話番号		
設立年月日		従事者数	
活 動 内 容			
遵 守 義 務 の 履 行	① 事故発生時の対応方法・経路 ② 従事者または従事者であった者は、正当な理由なく、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を洩らさないことを遵守します。 ③ 従業者の清潔保持と健康状態の管理に努めることを遵守します。 ④ 事業の廃止・休止の届出と便宜（その時に適したやり方）の提供を遵守します。		

様式第3号（第5条関係）

宇佐市支え合い訪問サービス事業補助金収支予算書

收入

(単位:円)

区分	予算額	内 訳
補助金		
計		

支出

(単位:円)

[illegible]

様式第4号（第5条関係）

暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

宇佐市長 様

住 所
団 体 名

代表者氏名 ⑩

私は、宇佐市の補助金交付を受け、事業を実施するにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 当団体又は当団体の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）は、次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
 - （1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - （2）暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - （3）暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - （4）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - （5）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - （6）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- 2 事業の実施にあたり、上記1（1）～（6）に該当する者であることを知りながら事業運営に関連する業務（物品の購入及び人材の派遣並びにその他の業務）を依頼することとはしません。
- 3 上記1（1）～（6）の該当の有無を確認するために、宇佐市から役員名簿等の提出を求められたときは速やかに提出します。また、当該役員名簿に記載された情報等が大分県警察本部に提供されることについて同意します。
- 4 暴力団の不当な要求には応じません。また、宇佐市との契約事案について不当な要求を受けたときは、ただちに警察署へ通報するとともに、宇佐市に報告します。
- 5 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、本契約の解除、違約金の請求その他の宇佐市が行う措置により不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

様式第 5 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

宇佐市支え合い訪問サービス事業補助金交付決定（却下）通知書

様

宇佐市長

年 月 日付けで申請のありました宇佐市支え合い訪問サービス事業補助金については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

☐ 下記のとおり補助金の金額を決定いたします。

補助金交付決定額 金 円

※補助金交付決定を受けた団体代表者は、宇佐市支え合い訪問サービス事業補助金交付申請書（様式第 5 号）にて、振込口座の写しを添付し、請求を行ってください。

☐ 下記の理由により、補助金交付申請を却下します。

却下理由：

年 月 日

宇佐市支え合い訪問サービス事業補助金交付請求書

宇佐市長 様

名称

地区・校区名

所在地

代表者名 印

電話番号

年 月 日付で交付決定通知がありました宇佐市支え合い訪問サービス事業補助金について、下記金額を交付されるよう請求します。

記

請求額 金 円

金融機関	銀行 組合 金庫 農協				本店 支店		
口座種別	普通 ・ 当座	口 座 番 号					
	その他 ()						
フリガナ							
口座名義							

※通帳の写し（口座名義、口座番号のわかるもの）を添付してください。

様式第 7 号（第 9 条関係）

年 月 日

宇佐市支え合い訪問サービス事業補助金交付実績報告書

宇佐市長 様

名称 _____

地区・校区名 _____

所在地 _____

代表者名 _____ 印

電話番号 _____

年度において、下記のとおり補助金の交付を受けて事業を実施したので、関係書類を添えて報告します。

記

補助金交付額 金 _____ 円

添付書類 （様式第 8 号）宇佐市支え合い訪問サービス事業実績報告書
（様式第 9 号）宇佐市支え合い訪問サービス補助金収支決算書

様式第 8 号（第 9 条関係）

宇佐市支え合い訪問サービス事業実績報告書

団体名			
従事者数	人	活動年度	年度
利用者数	人	うち要支援 1・2 または 事業対象者の人数	人
利用件数（年間延べ件数）	件		
活 動 内 容			

※活動記録など、実績がわかるものを添付してください。

宇佐市支え合い訪問サービス事業補助金収支決算書

収入 (単位：円)

区分	決算額	内 訳
補助金		
計		

支出 (※) (単位：円)

区分	決算額	内 訳
計		

※支出のうち、補助対象経費となる区分の合計額が補助金の額に満たない場合
又は要支援者及び事業対象者の人数が利用者全体の半数未満である場合は、
（様式第 10 号）宇佐市支え合い訪問サービス事業補助金返金届出書により、
返金の届出を行ってください。

様式第 10 号（第 9 条及び第 11 条関係）

年 月 日

宇佐市支え合い訪問サービス事業補助金返金届出書

宇佐市長 様

名称 _____

地区・校区名 _____

所在地 _____

代表者名 _____ 印

電話番号 _____

標記につきまして、下記内容により補助金を返金いたします。

記

返金額 金 _____ 円

添付書類（※）

（様式第 7 号）宇佐市支え合い訪問サービス事業補助金交付実績報告書

（様式第 8 号）宇佐市支え合い訪問サービス事業実績報告書

（様式第 9 号）宇佐市支え合い訪問サービス事業補助金収支決算書

※ 全額を返金する場合、添付書類は不要

様式第 11 号（第 12 条関係）

第 号
年 月 日

宇佐市支え合い訪問サービス事業補助金交付変更（取消）通知書

様

宇佐市長

年 月 日付 介護第 号により通知した宇佐市
支え合い訪問サービス事業補助金について、下記のとおり決定しましたので、定
められた期限までに補助金を返還してください。

記

☐ 補助金の額を変更します。

（変更前） 金 円 （変更後） 金 円

☐ 補助金 円の交付を取り消します。

<変更または取消の理由>

返還額： 金 円

返還期限： 年 月 日